

経 第 1 2 2 号
令和2年5月22日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御理解・御協力いただきありがとうございます。

県では、これまで国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民の皆さんや事業者の皆さんに対して外出の自粛要請や施設の使用停止要請等の措置を行ってきたところで、

本県は、国の緊急事態宣言が未だ解除されておらず、特定警戒都道府県として重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある一方で、県内の感染者数が3週間以上一桁で推移している状況にあります。

そこで、本日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添記者発表資料のとおり本県における緊急事態措置を変更（図書館等の使用停止要請の解除）することを決定しましたのでお知らせいたします。

県としては、感染症拡大を防止し、一日も早く終息できるよう引き続き取り組んでまいりますので御理解・御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp